

議第155号 呉市地域社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

西宇土社会教育施設及び研修センター大向について、施設の老朽化により利用者の安全が確保できないため、廃止するものです。

2 改正の経緯

(1) 西宇土社会教育施設

当該施設は、昭和58年に倉橋町立西宇土小学校として建設されたもので、建築から40年が経過し、外壁剥離など老朽化が著しく、近年では利用できない危険な状態であるため、立入りを禁止しています。

呉市公共施設に関する個別施設計画（令和3年3月策定）では、令和16年度に廃止となっていますが、平成26年度から利用もなく、安全性を考慮し、早期の廃止が必要であると判断したため、今年度末をもって廃止するものです。

なお、当該施設の廃止については、地域に説明し、理解が得られています。

(2) 研修センター大向

当該施設は、昭和44年に倉橋町立大向小学校として校舎が建設され、昭和50年に体育館が建設されました。どちらの建物も建築から40年以上が経過し、老朽化が著しく、危険な状態となっています。

呉市公共施設に関する個別施設計画では、令和4年度に廃止となっており、平成28年度から利用もないため、今年度から施設の利用を休止し、今年度末をもって廃止するものです。

なお、当該施設の廃止については、地域に説明し、理解が得られています。

3 廃止施設の概要

(1) 西宇土社会教育施設

所在地 呉市倉橋町4055番地の5
敷地面積 3,594.00平方メートル
延べ面積 396.00平方メートル
構造・階数 鉄骨造, 平屋建て
建築年 昭和58年

(2) 研修センター大向

所在地 呉市倉橋町4379番地の2
敷地面積 2,929.00平方メートル
延べ面積 344.00平方メートル
構造・階数 鉄筋コンクリート造, 平屋建て (校舎)
鉄骨造, 平屋建て (体育館)
建築年 昭和44年 (校舎)
昭和50年 (体育館)

4 施行期日

令和6年4月1日